

令和元年度答申第78号
令和2年2月14日

諮問番号 令和元年度諮問第89号（令和2年1月29日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃金支払確保法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃金支払確保法施行令」という。）2条1項4号の規定に基づき、自らが雇用されていた事業主について、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことの認定申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定とする処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 賃金支払確保法7条は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他

「政令で定める事由」に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わって弁済するものとする規定している。

- (2) 上記(1)の「政令で定める事由」については、賃金支払確保法施行令2条1項4号が、上記(1)の事業主（中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として「厚生労働省令で定める状態」になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。

そして、上記「厚生労働省令で定める状態」については、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃金支払確保法施行規則」という。）8条が「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこと」とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成30年11月30日、処分庁に対し、賃金支払確保法7条及び賃金支払確保法施行令2条1項4号の規定に基づき、自らが雇用されていたP社（以下「本件会社」という。）について、中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことの認定申請（本件申請）をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、平成31年4月22日付けで、審査請求人に対し、「認定事項である「事業活動が停止し、再開する見込みがないこと」に該当しないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人は、令和元年7月18日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和2年1月29日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件会社は、令和元年6月末で事業活動を停止しており、平成31年4月の時点でも企業として活動している状態でなかったことは、収支内容を確認すれば一目瞭然であったはずであるから、本件不認定処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件の争点は、処分庁が本件不認定処分をした平成31年4月22日の時点において、本件会社の事業活動等の状態が、貸金支払確保法7条及び貸金支払確保法施行規則8条に規定する認定要件のうち、「事業活動が停止し、再開する見込みがない」ことに該当していたか否かである。

(1) 平成31年3月14日付けの現地調査報告書によれば、処分庁は、本件会社の事務所において、取引先との取引を示す請求書等（平成31年3月1日付け及び同月8日付けのもの）を確認しているから、本件会社が取引を継続していることを確認することができる。

また、処分庁は、本件会社が所有するビニールハウスに新しい農作物が植えられ、外の畑で野菜（ルッコラ）が栽培されていることを確認しているから、本件会社が事業活動を行っていることを確認することができる。

(2) 平成31年4月3日付けの電話聴取書によれば、本件会社の代表者は、本件会社は「生産、出荷をしていますので、事業活動を停止していませんし、今後も今のところ停止させるつもりはありません。」と述べているし、同月18日付けの電話聴取書によれば、本件会社の代表者は、「私は今後も会社を続けていきます。しばらく1人で事業を継続する予定ですが、金融機関からの借入ができて解雇した労働者にも未払賃金の支払いをしたうえで、事業を波に乗せることができれば、新たに労働者を雇用したいとも考えています。」と述べているから、本件会社の代表者が事業継続の意思を示していることを確認することができる。

(3) したがって、本件会社は、本件不認定処分の時点において、事業活動が停止し、再開する見込みがない状態にあるとは認められず、本件不認定処分は妥当である。

なお、審査請求人は、本件会社は令和元年6月末で事業活動を停止していると主張しているが、審査請求人の退職日は平成30年7月9日であり、現時点で貸金支払確保法施行規則9条4項に規定する認定申請の期限（退職の日の翌日から起算して6月以内）を徒過しているから、審査請求人は、再度、認定申請をすることはできない。

- 2 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが妥当である。
なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はないかがわからない。
- 2 本件不認定処分の違法性又は不当性について
 - (1) 賃金支払確保法7条及び賃金支払確保法施行令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要である。本件では、本件会社が事業活動を停止したか否かが問題となっている。
 - (2) 各項末尾掲記の資料によれば、本件会社の事業活動等について、以下の事実が認められる。
 - ア 本件会社は、平成29年4月3日、農作物の生産・販売に関する業務等を目的として設立された。

(履歴事項全部証明書)

- イ 本件会社は、平成30年7月9日、審査請求人を含む労働者全員を解雇した。

(審査請求人の解雇通知書、平成31年4月18日付けの電話聴取書)

- ウ 処分庁は、平成30年12月17日、本件会社の事務所及び畑を臨検し、以下の状況を確認した。

- ① 事務所については、入口のドアに「P社」の表記がされていること、2階は事務室として、1階は倉庫として利用されていること、事務室には、応接セット、事務机、棚、パソコン、プリンタ等が置かれている(ただし、パソコンとプリンタは、使用ができない状況であった。)こと、机や棚には、売上伝票、請求書、労働関係書類(以前雇用していた労働者に係る出勤簿、労使協定等)等の書類が保管されていること、倉庫は、不用品等の置場として使用されていること。
- ② 畑については、ビニールハウスが7棟設置されていること、ビニールハウスの入口に「P社」の表記がされていること、ビニールハウスの内部では、野菜(ベビーリーフ)が育成されていること、畑の横には、作業小屋が設置されていること、作業小屋の外壁に「P社」の表記がされ、

作業小屋の内部に掲示されているホワイトボードに収穫予定や出荷予定が記入されていること。

(平成30年12月17日付けの現地調査報告書)

エ 処分庁は、平成31年3月14日、本件会社の事務所及び畑を再度臨検し、以下の状況を確認した。

- ① 事務所については、外観及び内部の状況はウの臨検の際と変更がないこと、事務室に平成31年3月1日付けの請求書及び同月8日付けの野菜の納品書が保管されていること。
- ② 畑については、ビニールハウスの外観はウの臨検の際と変更がないこと、ビニールハウスの内部では新しい農作物が植えられ、ビニールハウスの外では野菜（ルッコラ）が育成されていること、作業小屋の横に本件会社の代表者が増築工事をしようとしていること。

(平成31年3月14日付けの現地調査報告書)

オ 本件会社の代表者は、平成31年4月3日、処分庁の電話による聴取に対し、本件会社は農作物を生産して商品として出荷していること、本件会社の取引先は、定期の卸売先がレストラン「Q」及び日本料理屋「R」の2社であり、不定期の卸売先が道の駅などであること、現在、労働者は雇用しておらず、代表者が一人で農作物を生産して出荷していること、農作物を生産して出荷しているので、事業活動を停止していないし、今後も今のところ事業活動を停止する積もりはないことを供述した。

(平成31年4月3日付けの電話聴取書)

カ 本件会社の代表者は、平成31年4月18日、処分庁の電話による再度の聴取に対し、本件会社の売上げは、1か月4万円から7万円くらいであったが、審査請求人を含む労働者全員を解雇した平成30年7月9日当時は1か月3万円くらいで、現在は1か月2万円から3万円であること、労働者全員を解雇したが、今後も本件会社を続けていきたいこと、しばらくの間は一人で事業を継続する予定であるが、金融機関からの借入ができて解雇した労働者にも未払賃金の支払をした上で、事業を波に乗せることができれば、新たに労働者を雇用したいと考えていることを供述した。

(平成31年4月18日付けの電話聴取書)

(3) 本件会社の代表者は、処分庁に対し、平成30年12月28日に本件会

社が利用している金融機関の通帳（S農業協同組合T支店の普通貯金通帳、U銀行の総合口座通帳）を、平成31年1月17日に取引先からの請求書等（レストラン「Q」宛ての各請求書、日本料理屋「R」宛ての各請求書、道の駅「V」作成の各お支払い明細書）を提出した（弁明書）ところ、これらの書類によると、本件会社は、審査請求人を含む労働者全員を解雇した平成30年7月9日以降も、同年12月までの間に、レストラン「Q」、日本料理屋「R」及び道の駅「V」との間で取引を継続していたこと、これらの取引先からの上記期間における収入金額の合計は、多い月で1か月3万円から4万円であったことを確認することができるから、本件会社の代表者の上記(2)のオ及びカの供述には信ぴょう性が認められる。

- (4) 以上によれば、本件会社は平成31年3月14日の再度の臨検時においても農作物を生産して他社と取引をしていたこと、そして、本件会社の代表者が同年4月18日の再度の電話による事情聴取に対しても事業活動継続の意思を明確にしていたことが認められるから、本件会社は、本件不認定処分（同月22日付け）の時点において、事業活動を継続していたというべきであり、本件会社が事業活動を停止していたとは認められない。

なお、審査請求人は、本件会社の収支内容を問題とするようである（上記第1の3）が、上記のとおり、本件会社は農作物を生産して他社と取引をしていたのであるから、収入金額が多くなかったという事実は、本件会社が事業活動を停止していたとは認められないとの上記判断を左右するものではない。

したがって、本件不認定処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公